

著 作 権

- 1 著作権の取得 創作により当然権利を取得する
 - (1) ベルヌ条約 同盟国に所属する者は自国民と同等の待遇を受ける。
無方式主義
方式主義(アメリカ, 南米諸国)
 - (2) 万国著作権条約(Universal Copyright Convention) : 著作物に©マーク, 発行年度, 著作者名を表示することで方式主義国の著作権を取得する。
- 2 著作物(§2) 思想又は感情を創作的に表現したものであって, 文芸, 学術, 美術又は音楽の範囲に属するもの
 - (1) 思想又は感情
事実のデータ (Feist 事件 Sweat of the brow 理論の否定)
思想感情といえないもの 船符証券事件 手形のフォーム
 - (2) 創作 他人の著作物に依拠しないこと (表現の部分に創作性が認められること)
 - (3) 表現 保護の対象は表現であってその背景をなすアイデアに及ばない。
 - (4) 文芸, 学術, 美術, 音楽 文化的創作であることの例示(cf 意匠 §3 工業上利用することができるデザイン)
- 3 著作物性が問題となる著作物
 - (1) 美術工芸品 (§2), 応用美術品 (量産される生産品の図案等美術上の技法やセンスを応用したもの)
社会通念上美術的創作としての性質が認められるか否かが意匠 (デザイン) との境界
 - (2) 建築の著作物 (§10 , §46)
間取りその他機能から派生する形 アイデアあるいは思想・感情の創作のカテゴリー外 建物の著作物は, その実用的機能を超えた美術的建築物ということになる。
 - (3) プログラムの著作物
アイデアと表現 リバースエンジニアリング (アイデアの借用であり, 思想感情の創作とはならない, 日米摩擦)
 - (4) キャラクター
キャラクターの模写は, 画風とか傾向とかのアイデアの借用にしかたならないのではないかと疑問もあるが, 判例は, 原画と複製物との完全な一致がなくとも一見して原画に表現された容貌, 姿態, 性格等の本質的特徴が表現されておれば著作物の複製となる, と解している。

- (5) 2次的著作物 (§ 2) 翻訳, 翻案, 編曲, 変形
 原著物に依拠して, 創作された派生的著作物
 「ロミオとジュリエット」と「ウエストサイドストーリー」, 「リヤ王」と「乱」,
 「7人の侍」と「荒野の7人」は, 複製か翻案か完全な創作か境界事例
- (6) 編集著作物 (§ 12) 素材の選択又は配列に創作性を有するもの
 先発者の編集著作物の選択・配列を侵害しない限り, 競合商品を作るため,
 先行者の編集著作物から事実を取り出すことは自由
 Sweat of the brow の理論の否定 Feist 事件判決(1991年), しかしその理論の重要性が指摘されている

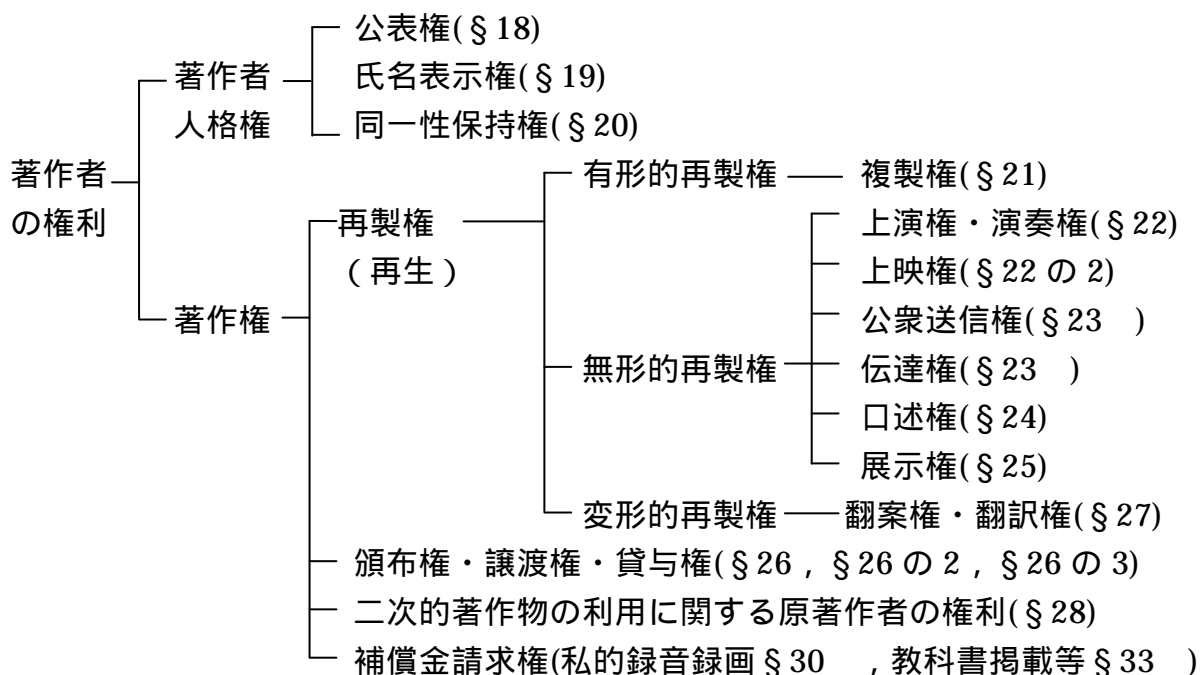
4 著作者

創作をした者: 例 ゴーストライター, 未公開著作の著作者
 法人著作: 就業規則等に定めなし, 法人の発案, その業務に従事, 職務上の作成,
 法人名で公表 (プログラム著作物については法人名公表不要) 法人著作

映画の著作物(二次的著作物, § 16): 映画制作に参加契約あるときは映画制作者が著作権者

Cf 特許権: 発明をした者が特許を受ける権利を取得する (特許 § 29)
 従業者の発明: 職務発明以外の発明に関し, 予め特許を受ける権利を法人等が承継する旨の契約, 規則等は無効

5 著作権の種類 (土肥一史「知的財産法入門」平成 18年 256頁)



(1) 複製権 (§ 21)

原著物に依拠して実質的に同一な著作物を作成すること（写真，複写，録音，録画，模型，etc）

演劇用著作物の上演を録画録音すること，放送物を録画録音することも複製に当たる

建築の著作物を図面に従って建築物を完成することも複製（§2 ㊦）

〔注〕以下(2)～(9)の行為は公衆(不特定または多数)に対して行う場合に限る

(2) 上演権・演奏権（§22）

著作物を公衆に直接見せたり聞かせたりするため上演したり演奏すること，上演や演奏を録音録画したものを再生することも含む（§2 ㊦）

(3) 上映権（§22の2）

著作物を公にスクリーンやディスプレイ画面上に映写すること

(4) 公衆送信権・送信可能化権・伝達権（§23）

著作物を公衆送信（可能化を含む）すること及び公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達すること

(5) 口述権（§24）

言語の著作物を口頭で伝達する権利

録音録画されたものを再生することを含む

(6) 展示権（§25）

美術の著作物，未だ発行されていない写真の著作物を，これらの原作品によって公に展示する権利

(7) 頒布権（§26）

A 映画の著作物をその複製物により公衆に頒布（公衆に譲渡又は貸与）する権利

映画の著作物を公衆に提示することを目的として，その複製物を譲渡，貸与する権利（§26 ㊦）

映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利（§26 ㊦）（例）サウンドトラック版レコード

B 中古ゲームと頒布権（権利用尽論）

映画の著作物と用尽論 §26の2(用尽)の適用無し。

映画の著作物の配給権の確保 映画の著作物の複製著作物については，これらの著作物を公衆に提示することを目的とした譲渡又は貸与(§2 xix)を含む

C 中古ゲームソフトの販売は禁止されるか？

最判平成14・4・25 公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡に関する権利は，…消尽し…

(8) 譲渡権（§26の2）

映画の著作物以外の著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（§26の2）

適法に市場におかれた複製物等は権利が用尽する（§26の2～）

外国で適法に市場に置かれた複製物等はその複製物が我が国に輸入され、国内で公衆に譲渡されても、譲渡権は及ばない（国際用尽，§26の2）

用尽していない著作物の複製等の譲渡を受けた者が善意無過失のときはその後の譲渡にも用尽する（§113の2）

(9) 貸与権（§26の3）

映画の著作物を除く他の著作物を、その複製物の貸与により公衆に提供する権利

権利用尽しない

実演家、レコード複製者の権利は最初に販売された日から1年以内は貸与権、それ以降は報酬請求権となる（§95の2，§97の2）

貸本業

(10) 翻訳・翻案権（§27）

A 著作物を翻訳，編曲，変形，脚色，映画化，その他翻案（変形的複製）する権利

翻案とは、既存の著作物に依拠し、且つ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たな思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作すること（最判平成13年6月28日江差追分事件）

B アイデアの利用との境界

要約（ダイジェスト）か抄録（アブストラクト）か - 原著作物の感得可能性の存否によって区別する。

〔注〕使用権 著作権法は、著作物の使用に関する制限はしない。しかし、プログラムの著作物に関しては、次のような使用に関する規制を設けている。

著作権を侵害して作成されたプログラムの著作物を業務上電子計算機に使用する行為は、使用する権限を取得した時に事情を知っていた場合は侵害とみなす（§113）

6 著作権の制限

文化的所産の公正な利用を阻害し、文化の発展に著しく反する場合を考慮して著作者と利用者との利益調整をはかる必要がある。

ベルヌ条約による著作権の制限

著作物の通常の利用を妨げないこと，権利者の正当な利益を不当に害しないこと，特別の場合であることの3条件を満たす必要がある。

この趣旨にのっとり，法は次の行為には著作権が及ばない（制限）ものとする（限定列举）。

(1) 建築の著作物の複製権 建築の方法による複製以外の複製（§ 46）

(2) 所有権との調整 美術の著作物の展示権

所有者の展示(屋外に恒常的に設置する場合を除く，§ 45 ， § 46)

(3) 公表された著作物の非営利且つ無償での再生等

上演，演奏，上映，口述(§ 38)

放送された著作物の有線による再放送，伝達(§ 38)

伝達権（家庭用受信装置を用いて伝達するときは，営利，有償でもよい(§ 38)

複製物による貸与(§ 38)

映画の著作物は政令で定める非営利目的の視聴覚教育施設であって，料金を徴収しない場合に，相当額の補償金を支払うことによって自由に貸与できる(§ 38)。

(4) 私的利用

但しデジタル方式による複製をする者に対する相当な額の補償金(§ 30)

公衆の使用に供することを目的とする機器による複製(文献複写については適用除外(附則 § 5 の 2))

技術的保護手段を回避した複製をその事実を知りながら行うこと(§ 30)

(5) 図書館における複製

国会図書館，学校他地方公共団体の設置する図書館

利用者の求めに応じ調査研究のため複製物を提供する場合(§ 31)

図書資料の保存上必要な場合(§ 31)

他の図書館の求めに応じ入手困難な図書資料を提供する場合(§ 31)

(6) 引用(§ 32)

・ 公表された著作物

・ 公正な慣行に合致：被引用著作物の出所を合理的と認められる方法で明示

・ 報道，批評，研究その他引用の目的上正当と認められる範囲：〔最判昭和55・3・28〕引用とは，紹介，参照，論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則一部を採録することを言う...，引用に当たるというためには，引用して利用する著作物と引用されて利用される著作物とを明瞭に区別して認識することができ，且つ両著作物間に前者が主，後者が従の関係がある場合でなければならない...

(7) 教育目的

学校教育の必要性又は試験問題として使用する場合

教科用図書(下級学校教科用の図書で、文科大臣の検定を経たもの)に掲載するための複製(§ 33, 補, 出所, 著作者通)

教科用拡大図書(の教科用図書に掲載された著作物の拡大図書)作成のための複製(§ 33 の 2, 補, 出所, 著作者通)

学校教育(下級学校を意味し、大学を含まない)のための学校向けの放送又は有線放送とそのための複製又は再生(§ 34, 補, 出所, 著作者通)

授業過程(あくまでもその教育を担当するものの必要性によって、下級学校ばかりでなく大学も含む)で必要となる場合の複製・複製物の譲渡、公衆送信(§ 35, 慣行により出所)

入学試験問題(§ 36, 補, 出所)

(8) 屋外設置物の利用は次の場合を除いて自由である(§ 46)。

彫刻の増製と増製物の譲渡により公衆に提供

建築の著作物を建築により複製, 複製物の公衆への譲渡

美術の著作物を公衆の見やすい屋外に恒常的に展示すること。

専ら美術の著作物の複製物の販売を目的とした複製と複製物の販売

7 著作物性と著作権制限(利用が開放されている)一覧

著作物か否か	思想・感情(事実のデータではない) 表現(アイデアでない) 創作(他の著作物に依拠なし)
著作権の種類	権利の制限
複製権	私的利用 引用 建築の著作物 屋外設置の著作物 図書館複製 教育目的複製 当分の間除外される自動複製機器
上演・演奏, 上映, 口述権	私的利用 非営利・無償 教育目的
公衆送信権・送信可能化権・伝達権	私的利用 非営利無償の有線再放送, 非営利無償伝達, 家庭用機器による伝達, 教育目的
展示権 (7-5)	所有権による制限
頒布・譲渡・貸与権 (7-6)	権利用尽 複製物の非営利・無償の貸与 政令による無償視聴覚教育(§ 38)